
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.97 2018/1/17

1 食品衛生規制の見直しに関する骨子案（食品衛生法等の改正骨子案）を示す

1月16日、厚生労働省は薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会を開催し、標記骨子案を説明した。その主な内容は次のとおり。

① 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために、相互に連携や協力を行うことを明記するとともに、連携や協力の体制整備のため、厚生労働大臣が、国や都道府県等の関係者で構成する広域連携協議会を設置することができることとする。

② HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化

我が国の食品衛生管理水準の向上や国際標準化を図り、事業者自らが取り組む衛生管理を推進

現行の「総合衛生管理製造過程承認制度」（食品衛生法第13条）は廃止する。ただし、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていると認めた場合に、食品衛生法で定める食品の製造・加工の規格基準に適合しなくとも販売等ができるとする仕組みは維持する。

③ 特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を必要とする成分等※を含有する食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととする。※厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する。

④ 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装の安全性の確保や規制の国際的整合性の確保のため、人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととする。また、製造者は、適正製造管理規範を遵守しなければならないこととする。

⑤ 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

都道府県ごとに異なる営業許可基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとする。

現行の政令で定める営業許可業種について、営業実態等を踏まえた見直しを行う。

公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする。

⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に報告し、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする。

⑦ 輸入食品の安全性確保・食品輸出関係事務の法定化

輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（H A C C Pによる衛生管理）が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする。

※食肉、食鳥肉等を想定。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000191219.pdf>

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000191217.html>